

第5編 給与(大月都留広域事務組合職員の旅費に関する条例施行規則)

○大月都留広域事務組合職員の旅費に関する条例施行規則

(昭和50年8月21日規則第1号)

改正 昭和62年10月23日規則第1号 昭和63年7月12日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、大月都留広域事務組合職員の旅費に関する条例(昭和42年条例第8号。以下「条例」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(旅行取消等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第5項の規定により支給する旅費の額は、鉄道賃、船賃又は車賃として支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額とする。ただし、その額は、その支給を受けた者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃又は車賃等の額をそれぞれ超えることができない。

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額(輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。))を含む。以下本条において同じ。)を喪失した場合には、その喪失したとき以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免かれた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額
(市内出張の旅費)

第4条 条例第18条の規定による在勤地内出張旅費の額は、次のとおりとする。ただし、これにより難いものについては、別に定める。

(1) 各勤務地から4キロメートル以上の地へ出張した場合は、日当200円、鉄道賃(鉄道が利用できない地域にあつては実費相当額)を支給する。

(2) 各勤務地から4キロメートル以内の地域を引き続き4時間以上出張した場合は、日当200円を支給する。

(3) 公務上の必要により宿泊した場合は、宿泊料2,000円を支給する。

2 前項第1号及び第2号の旅費は、自動車運転手及び専ら現場において勤務する者には、組合長が特に必要と認めるほかは、これを支給しない。ただし、その職務以外の用務により出張した場合はこの限りでない。

(研修等の出張旅費)

第5条 職員が研修又は視察等のため旅行する場合の鉄道賃、日当又は宿泊料は、次に定めるところによる。ただし、組合長が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 研修又は視察等のため旅行する場合で、その経費の一部又は全部(宿泊料、食事料、交通費)が別に支出されたときは、各々の額を対応する旅費から減じた額。この場合に別に支出された各々の額が対応する旅費を上まわるときは、その都度別に定める。

(2) 研修のため同一地域に滞在する場合において滞在日数が7日を超えるときは、その超える日数1夜につき宿泊料の4割に相当する額を減じた額

(3) 前各号以外の場合においては、組合長が別に定める額

(路程の計算)

第6条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の各号の区分に従い当該各号に定めるところによ

り行うものとする。

- (1) 鉄道 鉄道事業法(昭和 61 年法律第 92 号)第 13 条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程
 - (2) 水路 海上保安庁の調に係る距離表に掲げる路程
 - (3) 陸路 山梨県路程表に掲げる路程
- 2 前項第 3 号の規定により路程を計算しがたい場合には、郵政事業庁の調に係る郵便路線図に掲げる路程によることができる。
- 3 第 1 項第 3 号及び前項の規定により路程を計算しがたい場合には、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼に足る者の証明により、路程を計算することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年 10 月 23 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の旅費に関する規則の規定は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 63 年 7 月 12 日規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。